

障害者に対する就労支援の推進

～平成31年度障害者雇用施策関係概算要求のポイント～

平成30年8月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
人材開発統括官 参事官室（人材開発政策担当）

施策の概要

障害者雇用に関する状況を見ると、直近の平成29年度においては、ハローワークの新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっており、引き続き、障害者の就労意欲の高まりが見られる。障害者の雇用者数も、平成16年以降、14年連続で過去最高を更新している。また、平成29年の実雇用率も1.97%と過去最高を更新し、法定雇用率達成企業の割合は19年ぶりに50.0%に到達するなど、雇用の量的側面については着実な進展が見られる。こうした中、就労を希望する障害者についても、多様化が進んできており、その希望や特性等に応じた働き方を実現していくためには、雇用の質に着目した取組も必要である。

具体的には、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られること等から、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても更に充実・強化することが求められている。

また、本年4月に、精神障害者の雇用の義務化に伴う法定雇用率の引上げが行われたところであるが、中小企業の中には障害者を全く雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）も多い状況にある。中小企業における障害者雇用が進み、身近な地域で働く選択肢が確保されることは、障害者が希望や特性等に応じた働き方を実現していくための重要な要素であると言える。

上記の状況を踏まえ、平成31年度予算概算要求においては、

- ① 障害者の雇用の質の向上を図るための就労環境の整備等の推進
- ② 法定雇用率の引き上げに対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化を主要な柱として、障害者に対する就労支援及び定着支援の充実・強化を図る。

平成31年度要求額 31,580(31,294) 百万円

※括弧書きは前年度（30年度）予算額

I 障害者の雇用の質の向上を図るための就労環境の整備等の推進

1 安心して安定的に働き続けることができる環境の整備

[要求額 9,997 (9.986) 百万円]

(1) 精神障害者等就労パスポートの整備・普及【新規】

[要求額 8 (0) 百万円]

企業や支援機関等が障害特性等の情報を共有し、適切な支援や配慮を講じるための情報共有フォーマット「就労パスポート」を整備し、雇い入れ時等における利活用を促進することにより、障害者本人・支援機関・企業間の情報連携を進めるとともに、長く安定的に働き続けられるような職場環境整備を促進する。

(2) 障害者就業・生活支援センターの機能強化

[要求額 8,197 (8,019) 百万円]

就業面と生活面の支援を一体的に実施する「障害者就業・生活支援センター」において、新たに生活困窮者等のうち障害が窺われる方の就労促進等に取り組む担当者を配置し、機能強化を図るとともに、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウを提供するなど、地域の就労支援拠点の質的向上を図る。

(3) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

[要求額 57 (56) 百万円]

企業内の一般労働者を対象として、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成していくことで、就労の場面で、精神・発達障害者がより活躍しやすい環境づくりを推進する。

(4) 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主への支援の充実

[要求額 1,671 (1,847) 百万円]

雇用する障害者の職場定着のために、障害特性に配慮した雇用管理の雇用形態の見直し等の措置についての計画を作成し、当該計画に基づく措置を講じた事業主に対して助成を実施する。

また、職場適応援助者(ジョブコーチ)による職場適応援助を実施する事業主や、ジョブコーチの養成を行う事業主への助成を実施する。

(5) 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談支援等

[要求額 64 (64) 百万円]

障害者雇用に関する専門窓口を設置し、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供について、個々の企業の実情に応じた対応への相談支援を行うとともに、障害者雇用に関する課題を持つ事業主に対する講習会等を開催する。また、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた措置を実施し、障害者を多数雇用している企業を認証する。

(6) 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成・研修の機会等の拡充

[要求額 (独)高障求機構運営費交付金13,965百万円の内数]

精神障害者等の職場定着支援の強化が求められていること、研修の受講ニーズが増大していることを踏まえ、引き続き職場適応援助者（ジョブコーチ）養成・研修の体系を見直すとともに、受講ニーズへの的確な対応を図るための研修体制を整備する。

(7) 障害者雇用に知見のある企業OBの紹介・派遣等

[要求額 (独)高障求機構運営費交付金13,965百万円の内数]

障害者雇用を進める上で労務管理等に課題を抱える企業に対し、企業のニーズに応じて、障害者雇用に知見のある企業OBや企業在籍型ジョブコーチ、特例子会社の経営経験者等を紹介・派遣し、具体的な改善実施の提言・援助等を行う。

2 障害者の多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大

[要求額 1,780百万円の内数]

(1) 障害者テレワークの好事例の周知【新規】

[要求額 6 (0) 百万円]

障害者のテレワーク勤務を推進するため、特に地方の障害者を雇用した事例をまとめた好事例集を作成し、ハローワーク等で企業や支援機関、障害者等に対して周知する。

(2) 農業分野へのマッチング支援【新規】

[要求額 5 (0) 百万円]

農業事業者や農業分野へ参入しようとする企業等に対して、管理選考・就職面接会、障害者雇用に係るノウハウを提供するための説明会等を開催する。

Ⅱ 法定雇用率の引き上げに対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進

1 ハローワークにおける支援の充実・強化

[要求額 3,560 (3,527) 百万円]

(1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する提言型「チーム支援」の実施

[要求額 485 (444) 百万円]

障害者雇用ゼロ企業等に対して、企業ごとのニーズに沿って支援計画を作成し、採用前から採用後の定着支援までを一貫して支援する提言型「チーム支援」を実施するため、「就職支援コーディネーター」を配置する。

(2) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

[要求額 325 (310) 百万円]

福祉、教育、医療から雇用への移行を推進するため、福祉施設、特別支援学校、医療機関等の地域の関係機関や事業主団体・企業と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に実施する。特に、中小企業における職場実習の推進を図る。

また、就労支援セミナー、事業所見学会等の機会の充実、ハローワークが中心となった企業と福祉分野の連携促進事業の推進等を図る。

(3) ハローワークのマッチング機能の強化

[要求額 1,780 (1,882) 百万円の内数]

ハローワークが中心となり、地域の関係支援機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施する。

また、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象に、一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する「就職ガイダンス」や、管理選考・就職面接会を積極的に実施する。

2 障害者の職場定着等に向けて事業主のニーズ等に寄り添った支援の充実

[要求額 2,157 (2,292) 百万円]

(1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する提言型「チーム支援」の実施（再掲）

[要求額 485 (444) 百万円]

(2) 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修の機会等の拡充（再掲）

[要求額 (独)高障求機構運営費交付金13,965百万円の内数]

(3) 障害者雇用に知見のある企業OBの紹介・派遣等（再掲）

[要求額 (独)高障求機構運営費交付金13,965百万円の内数]

(4) 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主への支援の充実（再掲）

[要求額 1,671 (1,847) 百万円]

3 障害者就業・生活支援センターの体制強化（再掲）

[要求額 8,197（ 8,019 ）百万円]

4 精神障害者等に対する就労支援の充実

[要求額 3,167（ 2,745 ）百万円]

（1）精神障害者等に対する総合的な就労支援の推進

[要求額 1,664（ 1,526 ）百万円]

障害者の安定した雇用を実現するための職場定着支援の強化の観点から、以下のとおり、精神障害者等に対する総合的な就労支援を実施する。

- ① ハローワークに、精神保健福祉士等の資格を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング、企業に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の支援を行う。
- ② 精神障害者の安定した雇用を実現するため、地域の精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を実施するとともに、取組状況について普及・啓発を図り、地域における医療機関との連携を推進する。

（2）精神・発達障害者しごとサポーターの養成（再掲）

[要求額 57（ 56 ）百万円]

（3）障害者トライアル雇用事業の実施

[要求額 1,446（ 1,163 ）百万円]

ハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用（原則3か月。精神障害者については最大12か月。）する事業主に対して助成し、障害者の雇用の促進と安定を図る。

Ⅲ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

1 ハローワークのマッチング機能の強化 (再掲)
[要求額 1,780 (1,882) 百万円]

2 精神障害者等に対する就労支援の充実 (再掲)
[要求額 3,167 (2,745) 百万円]

3 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入体制の整備
[要求額 324 (315) 百万円]

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校(一般校)において精神保健福祉士等の相談体制を強化するとともに、精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に実施する。

4 発達障害者、難病患者に対する就労支援
[要求額 1,374 (1,409) 百万円]

(1) 発達障害者に対する総合的な就労支援の実施
[要求額 629 (614) 百万円]

近年、新規求職者が著しく増加している発達障害者の雇用の促進に向けて、個別性に対応した専門的支援を強化するため、以下のとおり、総合的な就労支援を実施する。

- ① ハローワークに、発達障害者の就労支援等の十分な経験を有する「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、発達障害者支援センター等との積極的な連携を図りつつ、発達障害者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラム、企業や支援担当者に対する発達障害者の雇用や定着に必要なノウハウの提供等を推進する。
- ② ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置して発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に課題を抱えている者に対して特性に配慮した支援(若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム)を実施する。

(2) 難病相談支援センターと連携した難病患者への就労支援の実施

[要求額 193 (177) 百万円]

ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、就職を希望する難病患者に対して、その症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援を行う。

(3) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施

[要求額 551 (618) 百万円]

発達障害者又は難病のある者を雇い入れ、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を実施する。

5 障害者の多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大 (再掲)

[要求額 1,780百万円の内数]

6 障害者就業・生活支援センターの体制強化 (再掲)

[要求額 8,197 (8,019) 百万円]

IV 障害者の職業能力開発支援の強化

- | |
|--------------------------------------------------------------------|
| 1 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備（再掲）
[要求額 324 (315) 百万円] |
|--------------------------------------------------------------------|

- | |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 2 障害者職業能力開発校における特別支援障害者に重点を置いた職業訓練の推進
[要求額 4,959 (4,471) 百万円] |
|-------------------------------------------------------------------------|

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受入れ、障害特性に応じた職業訓練を実施するとともに、老朽化等により訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い施設整備を実施する。

- | |
|------------------------------------------------------------|
| 3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施
[要求額 1,381 (1,406) 百万円] |
|------------------------------------------------------------|

企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等多様な訓練資源を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施する。